

令和3年度 「地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

本市では、従来からの課題として、生産年齢人口の減少等に伴うバス需要の減少により、路線バスの減便が生じており、更には、新たな生活様式の普及に伴うテレワークやオンライン授業、通信販売などによる外出頻度や機会の減少に伴い、路線バスの減便が加速するなど、地域の足に大きな影響を及ぼしている（主要課題①：市内のバスネットワークの維持）。

これに加えて、高齢化の進展による体力の低下や運転免許証の返納などに伴い、起伏が多い住宅地が広がっている郊外住宅地などでは、高齢者を中心に、日常生活圏にあるスーパー や病院など生活利便施設への移動やバス停までの徒歩移動が難しいため、きめ細かく、不定期なニーズに対応できる新たな移動手段の確保が求められている（主要課題②：高齢者を中心とした、地域内（日常生活圏内）における移動手段の確保）。

このように地域の交通や移動手段を取り巻く状況は非常に厳しいが、移動手段は市民生活や経済活動を支える土台であるとともに、郊外部のまちづくりや本市の持続的な成長・発展の布石となる重要な政策課題であるため、誰もが移動しやすい地域の交通や移動手段を確保していくなければならない。

一方、社会の動向として、第4次産業革命とも呼ばれる技術革新を受け、I C Tを活用した新たなモビリティサービス等への期待も高まっている。

また、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法が一部改正され、地域における移動手段の維持・確保に向けて、「地域が自らデザインする地域の交通」として、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源の総動員を位置付ける等、国の方でも地域交通の確保に向けた大きな動きがある。

以上を踏まえ、本業務委託では主要課題②の解決に向けて、公共交通であるバス・タクシーに加えて、商業施設や福祉施設の送迎車両など地域の多様な輸送資源も活用し、持続可能な形で、「地域内における移動手段」を確保していくために、令和4年度以降の実証実験、その後の事業化を見据え、地域の総合的な移動サービスのあり方に関する検討調査を行うものである。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名 称

地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市（政策局政策課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定す

るものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とします。

- ア 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること（事業所の所在地は不問）
- イ 種目「各種調査企画」、細目「市場・世論調査」「コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」を登録していること（登録順位は不問）
- ウ 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に、『国、都道府県、政令市、特別区または中核市において、地域の交通・移動サービスの改善や新規導入に係る支援業務』の受託実績を有すること
- エ 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に、『国、都道府県、政令市、特別区または中核市において、地域の交通・移動に関するマーケティング調査、及び分析に係る業務』の受託実績を有すること
- オ 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に、『国、都道府県、政令市、特別区または中核市において、地域の交通・移動に関する政策（施策・事業）効果の設定、及び検証に係る業務』の受託実績を有すること
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- キ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- ケ 銀行取引停止処分を受けていないこと
- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと
- サ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正令和3年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと
- シ 地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託の完了まで、業務を履行できること

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるものほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- ア 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- イ 担当技術者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。

- ウ 実施方針、体制が的確で、業務説明資料との整合が取れているか。
- エ 業務工程に妥当性があるか（具体的な業務項目の想定、業務の順序、業務間の関連など）
- オ 公共交通に加え、地域の多様な輸送資源も活用し、持続可能な形で、本市の地域の中における交通や移動手段を確保していくための検討について、検討に必要な視点、検討内容が的確な提案であるか。
- カ I C T 活用に関する移動サービスの創出やあらゆる世代への普及に向けた検討について、検討に必要な視点、検討内容が的確な提案であるか。
- キ 現時点を考えられる「既存移動サービスの改善あるいは新たな移動サービスの内容と、その事業スキームやビジネスモデル」及び「これらの実現に向けた課題とその対応」について、本市の特徴を踏まえた具体的な提案であるか、持続可能性のある提案であるか。
- ク 移動サービスを検討するうえで、供給側及び需要側の実態や状況を把握するための調査について、移動サービスの検討に向けて、論理的に設計されており、具体的な調査であるか、効率性・信頼性が考慮された提案であるか。
- ケ 取り組み意欲が感じられるか。
- コ ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

8 事務局

横浜市政策局政策課 小島、西村

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎9階

電話 045-671-3206

プロポーザル実施スケジュール

